

国民健康保険へ加入されている皆さまへの大切なお知らせ

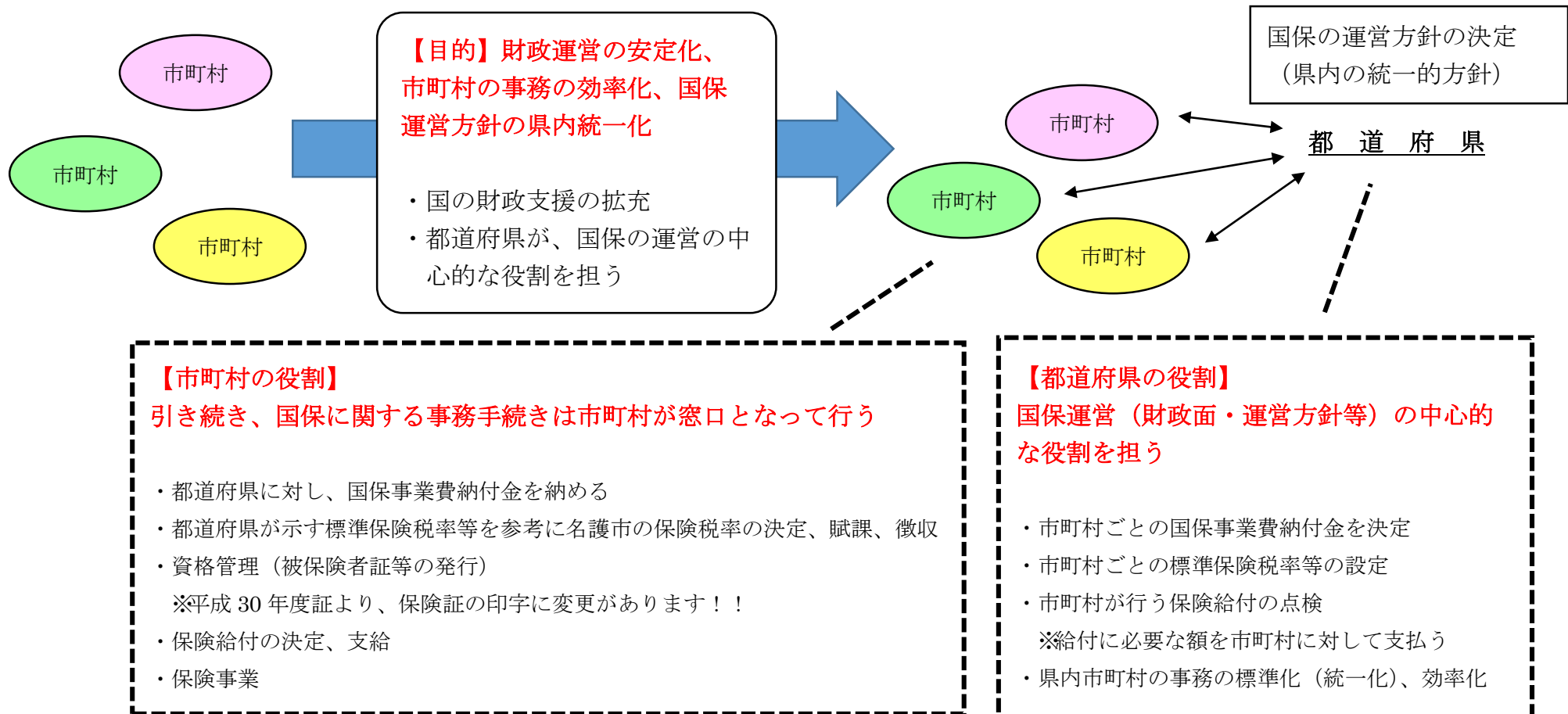


1 / 3

平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険の制度が変わります。

【現行】市町村が個別に運営

【改正後】都道府県が財政運営の責任主体となる



国民健康保険の手続きに関する窓口は、平成 30 年 4 月以降もこれまでどおりお住まいの市町村となります。

広域化により変わること・変わらないこと

	変わること	変わらないこと
運営主体 (国保保険者)	～平成 30 年 3 月 31 日 名護市 → 平成 30 年 4 月 1 日～ 沖縄県 (名護市) → (沖縄県と名護市)	国民健康保険の財政運営主体は沖縄県となるが、名護市もこれまでどおり保険者であることに変わりはない（沖縄県と名護市が共同保険者）
資格管理	市町村単位から都道府県単位へ 資格の取得・喪失は県単位で行われるため沖縄県内の異動では資格の異動は行われない これまで市町村ごとで行っていた資格管理について、国保の専用システムを通して他市町村との情報連携を行う ※ただし、国保番号は市町村間異動でも変更が生じるので異動の届出忘れがないように注意！！	手続きを行う窓口 ※異動に伴う国保の手続きは引き続き名護市の国保担当課が窓口となる 異動届出はこれまでどおり必要なので届出を忘れないように注意！！
被保険者証	印字の変更（平成 30 年度証より） ・ 国民健康保険被保険者証 → 沖縄県国民健康保険被保険者証 ・ 資格取得年月日 → 適用開始年月日 ・ 保険者 → 交付者 ※有効期間について、従来 3 月の 1 ヶ月間は旧証・新証どちらも使えますが、広域化への移行年度となる平成 30 年度証のみ平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日となります。	発行窓口 ※国保の加入・喪失の手続き、また保険証の発行や返却等はこれまでどおり名護市の国保担当課が窓口となる

	変わること	変わらないこと
各証	各証のレイアウト 平成 30 年 8 月より、下記の証についてレイアウトが変更となる 国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用認定証 等	発行窓口 ※各証の発行窓口は引き続き名護市となっており、手続きに必要なものも変わりなし
資格証明書	世帯証から個人証へ変更 ※国民健康保険被保険者資格証明書について、平成 30 年 4 月より、世帯で 1 枚だったものが個人ごとの発行となりレイアウトも変更となる	発行窓口 ※各証の発行窓口は引き続き名護市となっており、手続きに必要なものも変わりなし
国保税の 賦課・徴収	沖縄県による標準保険税率の設定 沖縄県により示された標準保険税率を参考に名護市で国保税率を決定	納める先・相談窓口 保険税率の決定は引き続き名護市が行う これまでどおり市が発行する納付書で国保税を納め、納税相談等も引き続き名護市の国保担当課が窓口となる
国保事業費納 付金の支払い	沖縄県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金について、名護市→沖縄県へ支払う	
保険給付	名護市で点検・給付したものについて沖縄県で事後点検を行う 名護市が行った保険給付について、沖縄県があとから点検・調査を行い給付にかかる金額について沖縄県→名護市へ清算（支払い）する	各種給付の手続き・問い合わせ先 引き続き名護市の国保担当課での手続きとなり、診療報酬（レセプト）点検も従来どおり名護市
高額療養費の 多数該当	これまで市町村ごとで算定・適用していた多数該当について、県内の異動であれば該当回数を引き継ぐことになる	高額療養費の決定・支給はこれまでどおり名護市で行われる